

暴力団排除条例施行規則

平成 23 年 3 月 8 日
公安委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(暴力団等と密接な関係を有する者)

第 2 条 条例第 7 条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者は、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
- (2) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
- (3) 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為

イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(青少年の利用に供される施設)

第 3 条 条例第 13 条第 7 号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 124 条に規定する専修学校（同法第 125 条第 1 項に規定する高等課程を置くものに限る。）並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童及び生徒に対して教育を行うもの
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所
- (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園
- (4) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成 17 年兵庫県条例第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する大規模集客施設のうち同項各号に掲げる用途に供する部分（共用部分を含む。）の床面積の合計が 6,000 平方メートルを超えるもの

(暴力団事務所等の運営に対する措置命令の方法)

第 4 条 条例第 14 条の規定による命令は、中止命令書（様式第 1 号）を送達して行うものとする。

(暴力団事務所等の用に供する不動産の譲渡等に係る契約等に対する勧告の方法)

第 5 条 条例第 17 条、第 26 条又は第 27 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 2 号）を送達して行うものとする。

(準暴力団事務所等における禁止行為に対する措置命令の方法)

第 6 条 条例第 19 条第 1 項の規定による命令は、中止命令書（様式第 3 号）を送達して行うものとする。ただし、緊急を要し中止命令書を送達するいとまがない場合であって、当該命令の内容が複雑なものでないときは、口頭で行うことができる。

(健全育成阻害行為に対する措置命令の方法)

第7条 条例第22条第1項の規定による命令は、中止命令書(様式第4号)を送達して行うものとする。

2 条例第22条第2項又は第3項の規定による命令は、再発防止命令書(様式第5号)を送達して行うものとする。

(身分を示す証明書)

第8条 条例第30条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、身分証明書(様式第6号)のとおりとする。

(公表)

第9条 条例第33条の規定による公表は、インターネットの利用その他公安委員会が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第33条に規定する公安委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住所

(2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地

(3) 公表の原因となる事実

(4) 前3号に掲げるもののほか、公安委員会が必要と認める事項

(書類の送達)

第10条 公安委員会又は警察署長がこの規則の規定により送達する書類は、交付送達又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。)に送達するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月10日公安委員会規則第8号)

この規則は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日公安委員会規則第6号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 法附則第3条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであつて、法の施行前にされた行政庁の処分又は法の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年2月1日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月23日公安委員会規則第11号)

この規則は、令和2年10月26日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日公安委員会規則第4号)

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月26日公安委員会規則第8号)

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

第 号

中止命令書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	命令に係る暴力団事務所等の所在地	

上記の者に対し、暴力団排除条例第14条の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

第 号

勸告書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

暴力団排除条例第 条の規定により、下記のとおり勸告します。

記

勸告の原因 となる事実	
勸告の 内 容	

この勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わなかったときは、暴力団排除条例第33条の規定により、その旨を公表することがあります。

第 号
中 止 命 令 書
年 月 日
殿
兵庫県 警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第19条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

命令をする 理 由	
------------------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号

中止命令書

年 月 日

殿

兵庫県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第22条第1項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
--------------	--

命令をする

理 由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第 号
再 発 防 止 命 令 書
年 月 日
殿
兵庫県公安委員会 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、暴力団排除条例第22条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
------------------	--

命令をする	
-------	--

理 由	
-----	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課を經由して兵庫県公安委員会に対して審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第6号（第8条関係）

(表)

	第 号
	身 分 証 明 書
	階 級
	氏 名
写 真	
<p>上記の者は、暴力団排除条例第30条第1項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p>	
年 月 日	
兵 庫 県	印

54.0

85.6

(裏)

暴 力 団 排 除 条 例 (抜 粋)

(報告徴収、立入検査等)

第30条 公安委員会又は警察署長は、第14条、第19条第1項又は第22条第1項から第3項までの規定による権限を行うため必要があると認めるときは、暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に暴力団事務所等に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第35条 略

2 略

3 第30条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

4 略

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。